米国特許

平成３０（２０１８）年3月１日現在

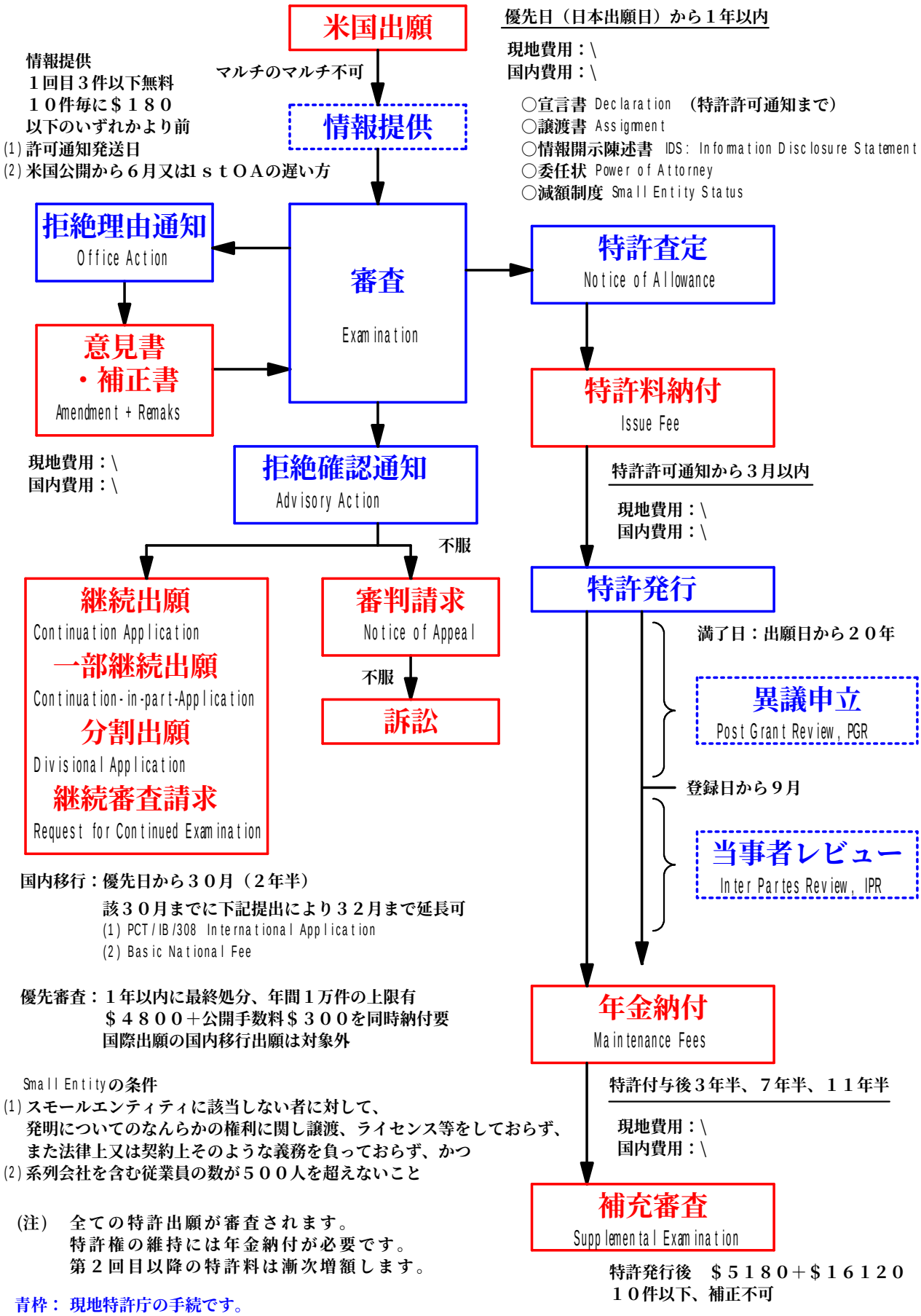

(注) 全ての特許出願が審査されます。
特許権の維持には年金納付が必要です。
第２回目以降の特許料は漸次増額します。

青枠： 現地特許庁の手続です。
赤枠： 出願人の手続です。 この手続には国内費用と現地費用の両方が発生します。
なお、費用は改正されることがあります。